

令和 6 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 11 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和6年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年 6月11日 火曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年 6月11日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和6年 6月11日 11時41分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席11名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	○	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	松山 義宗		7 番	和田 義清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和6年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和6年6月11日(火)
午前 9時30分 開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について（伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）整備工事【地域活性化拠点施設（仮称）新築工事】変更請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第26号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度伊根町一般会計第9回補正予算） |
| 日程第 7 | 議案第27号 | 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正） |
| 日程第 8 | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて（伊根町国民健康保険税条例の一部改正） |
| 日程第 9 | 議案第29号 | 令和6年度伊根町一般会計第1回補正予算 |
| 日程第10 | 議案第30号 | より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第32号 | 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 3 | 議案第 3 3 号 | 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車） |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 4 号 | 物品購入契約の締結について（クライアント端末） |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 5 号 | 物品購入契約の締結について（し尿収集車） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 6 号 | 令和 6 年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 7 号 | 物品購入契約の締結について（残土処分場不整地運搬車） |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 8 号 | 物品購入契約の締結について（残土処分場油圧ショベル） |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 9 号 | 物品購入契約の締結について（小中学校校務用端末） |
| 日程第 2 0 | 議案第 4 0 号 | 物品購入契約の締結について（伊根中学校スクールバス） |

会議に付した事件

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について（伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）整備工事【地域活性化拠点施設（仮称）新築工事】変更請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第 2 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度伊根町一般会計第 9 回補正予算） |
| 日程第 7 | 議案第 2 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正） |
| 日程第 8 | 議案第 2 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（伊根町国民健康保険税条例の一部改正） |
| 日程第 9 | 議案第 2 9 号 | 令和 6 年度伊根町一般会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 0 号 | より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 1 号 | 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 2 号 | 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 3 号 | 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車） |

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 4 | 議案第 3 4 号 | 物品購入契約の締結について（クライアント端末） |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 5 号 | 物品購入契約の締結について（し尿収集車） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 6 号 | 令和 6 年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 7 号 | 物品購入契約の締結について（残土処分場不整地運搬車） |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 8 号 | 物品購入契約の締結について（残土処分場油圧ショベル） |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 9 号 | 物品購入契約の締結について（小中学校校務用端末） |
| 日程第 2 0 | 議案第 4 0 号 | 物品購入契約の締結について（伊根中学校スクールバス） |

会 議 の 経 過

令和6年6月11日（火）
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

沖縄、九州、四国も梅雨入りし、まもなく近畿地方も梅雨入りするものと思われます。長雨、大雨による大きな災害が起こらないことを願いたいと思います。梅雨明け後は、昨年より暑い夏がやってくると予想されています。コロナ感染者も私の周りでは、以前より多いと感じております。皆さん無理せず過ごしていただきたいと思います。

本6月議会も活発な質疑よろしくをお願いします。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

暦の上ではもう、とうに夏ということでございまして野山の緑が本当に色濃くございます。吹き渡る初夏の風に肌も汗ばむ季節となりました。

令和6年第2回伊根町議会定例会招集にあたり一言ご挨拶申し上げます。

ご報告でございますが、日本のみならず、世界の最も美しい村連合の会長を務めておりますそのゆえんをもちまして、さきの連休にベルギーまで世界大会に行つてまいりました。会長としての最後の仕事に行つてまいりました。総会を仕切らせていただきまして、そして、フランスの協会長にその職責を引き継いでまいりました。

ベルギーはワロン州というところでございまして、ベルギーのその北側のブリュッセルの海側ではなくて山手側なんですけれども、そのワロン州そこにベルギーの協会がございまして。その3つの村を訪問したわけですが、どの美しい村も、まさに美しい村でありました。青々とした牧草とそして麦畑に囲まれ、その町なかには本当に中世ヨーロッパを思わせるような石造りの、よくよく手入れされた石造りの建物が理路整然と立ち並んでおります。そして、町なかには統一された石畳で全てが覆われております。

驚いたことの一つは、その町なかには余計なものが一切ない。一切ない。電柱はもちろん看板、ポスター、チラシ、張り紙と一切ない。赤いコーンものぼり旗も一切ない。これには驚いたところでございます。

昨年、伊根町の世界大会に来られたフランスのアラン協会長と話しておりますとこんなことを申し上げます。昨年、伊根町に行かせてもらったが、伊根町は、フランスの協会、フランスは200近くの美しい村があるわけなんですけれども、その中でも上位の部類だと、上位の部類の美しい村だと。ここから加えて、電柱をなくし、ポスター、看板、張り紙等を一扫すれば、フランスの中でもトップクラスだと、そう言われたわけでございます。

大きな課題だと思います。無電柱化は、これはちょっとお金と技術がいりますのですぐにというわけにはいきません。しかしながら、ポスターや張り紙、看板を一扫することは誠に簡単な話であります。関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また先般、人口戦略会議の新增田レポートなるものが公開をされました。消滅可能性自治体なるものが物議を醸しております。伊根町は10年前、このリストが発表されたとき、ご多分に漏れず名前が挙がっておりました。しかしながら、ここに来て消滅可能性自治体から脱却したということでもあります。確かに、ある1つの指標でもって、それが50%以下だからといって、それに大した意味があるのかどうかよく分かりませんが、そうではあります。この丹後で宮津市、与謝野町、京丹後市がそのリストアップされる中、伊根町は脱却したと言われることは素直にうれしくございます。

とはいうものの、人口はまだまだ減つてまいります。我々は良くも悪くも今までをしっかりと反省をし、現状をしっかりと分析をし、将来展望を図る中、その対応と対策に努めなければならない

と思います。この町の生産のシステム、そして生活のシステムをしっかりと整え、先進的かつ魅力的なまちづくり、先進的かつ魅力的な少数社会の構築に努めるべきに思います。町民さんに喜ばれるまちづくりに粉骨砕身取り組んでまいりますので、議員各位のご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案については、専決処分の承認が3件、補正予算が1件、条例の制定1件、改正2件、工事請負等契約が9件でございます。議案等の内容につきましては提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げ、本定例会開会のご挨拶といたします。

○議長（佐戸仁志君） 副町長より、発言の申出がありましたので、これを許可します。上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 6月定例会ご苦労さまでございます。3月定例会ではご都合によりご出席いただけませんでしたけれども、本定例会から令和5年第4回の定例会で皆さんにご同意いただき、本年1月14日に就任いただきました森下代表監査員に出席していただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

○代表監査委員（森下繁之君） おはようございます。1月から監査委員を拝命しました森下です。5か月あまりたったんですけれども、まだまだ分からないことばかりで、和田議員をはじめとして、関係者に色々教えてもらいながら頑張って、取り組んでいる次第ですけれども、これからは伊根町のため、またしっかり取り組んでいきたいと思いますので、これからは皆さんのまたご指導ご鞭撻よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和6年第2回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、松 山 議員

7番、和 田 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る6月4日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は本日から6月21日までの11日間ということで決定いただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書等はお手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等へ議員等の出席された状況は公務報告書のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、長谷川総務委員長から総務委員会及び宮津与謝消防組合議会臨時会について報告いただきます。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、総務委員会より報告いたします。

3月6日、定例会終了後、能登半島地震以降取り組んでまいりました防災について基本となる計画、現行の基準、住宅耐震化率、災害発生時の対応など本町の現状と今後について総務課から説明を受けました。

4月8日、伊根町地域防災計画の修正箇所について協議いたしました。次回の委員会で総務課より説明していただくこととしました。

5月23日、伊根町地域防災計画の修正について、総務課より修正箇所及び改正時期について説明を受けました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をいたします。

3月13日、令和6年第2回宮津与謝消防組合議会臨時会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。与謝野町議会の職務交代に伴い、副議長の選挙が行われました。副議長は指名推選により与謝野町議会の山崎良磨議長が選任されました。また、監査委員の選任については、識見を有する委員の任期満了及び議員選出委員の辞職に伴い、後任の監査委員に尾崎吉晃氏、杉上忠義議員が選任により同意されました。

報告は以上です。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、大谷産業建設委員長から産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

3月6日、本会議終了後、懸案の新井崎水産若手漁業者との懇談会の日程について報告し、今後とも日程調整をするということについて報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和5年度伊根町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度伊根町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度伊根町一般会計事故繰越し繰越計算書及び令和5年度伊根町国民健康保険特別会計本庄診療所勘定事故繰越し繰越計算書については、お手元に配布のとおりであります。

次に、宮津市と伊根町の境界変更について報告をお願いします。千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、宮津市と伊根町の境界変更について行政報告をさせていただきます。

宮津市と伊根町の境界変更、具体的に申し上げますと、伊根分校跡地内に存在する宮津市地番の土地、いわゆる飛び地を伊根町地番に変更するための手続きを現在進めております。

別添でお配りさせていただいておりますが、図面一覧表をご覧くださいますと、図面の赤色の着色をしてある箇所、グラウンドの大部分、校舎の一部など約7,000㎡の土地が宮津市地番の土地となっているため、今後飲食料品等小売施設をはじめ、定住促進住宅、保育園の整備を行う上で、このままでは支障をきたす事柄が多くあることから、宮津市に対し地番変更の要請をさせていただきました。

宮津市地番のままですと、その土地には宮津市の行政権、自治権が及ぶことになりまして、例を申し上げますと宮津市地番上に定住促進住宅を整備した場合、その住宅に住む方は宮津市で住民登録をすることになりまして、つまり宮津市民となります。行政サービスは宮津市が行うことになりまして、保育園、学校などは原則、宮津市の保育園、学校に通うことになりまして、ごみなども宮津市が収集運搬することになります。開発行為の基準なども、宮津市の条例が及びこの地番のままですと置いておくことは、伊根町にとっても宮津市にとっても双方にデメリットが大きいので、宮津市

も伊根町からの要請に応じ、手続を進めていただけたこととなりました。

境界変更を行う土地につきましては、学校用地のほか、飛び地と隣接する道路用地で所有者が伊根町や京都府などの名義になっている土地も含めて、地番変更を行いたいと考えております。

あわせて、当該区域にあります宮津市と伊根町の共有物であります校舎につきましても、伊根町の単独所有とし、しかるべきときに伊根町の責任において解体することといたし、宮津市と協議を進めております。

スケジュールですが、宮津市地番を伊根町地番に変更するこの手続は、地方自治法第7条第1項の境界変更該当するものでありまして、令和7年4月に効力を発生させるためには、9月議会におきまして、宮津市、伊根町がともにそれぞれの議会で境界変更の議決をいただき、その後両市町が京都府に境界変更の申請を行います。そして、京都府の12月議会におきまして議決をされた後、京都府知事が総務大臣に届出、総務省の告示をもって効力発生というスケジュールとなります。スケジュール的にはタイトなものとなっております、手続をスムーズに進めるために宮津市、京都府におかれましても、伊根町と同様に6月議会で事前説明を行うこととしております。

その後、総務省とも議案から総務省告示文までの関係文書全ての協議を行いまして、4者で調整を整えた上で9月議会に議案として提出をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、伊根分校跡地内の宮津市地番の飛び地解消のため、宮津市と伊根町の境界変更の手続を進めていることの現状報告とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これで行政報告を終わります。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）整備工事【地域活性化拠点施設（仮称）新築工事】変更請負契約の締結について）を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決を行いましたので、ご報告申し上げます。

町長において専決処分することができる事項の区分につきましては、次のページに記載があります専決処分書をご覧くださいながらお聞きください。

町長において専決処分することができる事項の区分につきましては、契約変更に伴い増減する金額が、当初請負額の10分の1に相当する額（ただし、500万円以下の額に限る）を超えないときでございます。

今回の専決処分を行う契約につきましては、1番、契約の目的は伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）整備工事【地域活性化拠点施設（仮称）新築工事】でございます。

2番の契約の方法につきましては、随意契約。3番、契約の相手につきましては京都府宮津市字日置1606番地の1、日置建設株式会社、代表取締役早石芳紀でございます。

4番の契約の金額につきましては、総額につきましては変更後の総額が1億7,278万8,000円でございます。それぞれの当初から第2回変更までの金額は記載のとおりでございます。

変更の概要でございますが、福祉のまちづくり条例に基づきます点字仕様の変更と解体工事後の地盤が設計地盤より低くなったことによる土工の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが施設の平面図でございますが、平面図の中に赤の線で記しましたものが今回の変更の主な部分、点字仕様の変更の施設内の箇所でございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上で報告第2号を終わります。

◎ 日程第6 議案第26号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和

5年度伊根町一般会計第9回補正予算)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度伊根町一般会計第9回補正予算)でございます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算総額にそれぞれ2億352万円を追加し、42億7,270万9,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までと、少し飛びますが22款自動車取得税交付金については京都府から通知のあった額に補正するものでございます。特に、地方交付税では特別交付税の3月交付分を受け、予算計上額との差額1億4,835万3,000円を計上しております。

13款使用料及び手数料 1項使用料300万円の増額は、公共残土処分場使用料でございます。

15款府支出金 2項府補助金4,383万2,000円の増額はきょうと地域連携交付金の交付決定によるものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金275万6,000円の増額は、生き生きまちづくり応援基金の自治会施設等補助金などへの充当分でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

2款総務費 1項総務管理費2億52万円の増額で、一般財源の余裕分を活用し減債基金に積み立てるものでございます。

8款土木費 1項土木管理費300万円の増額で、公共残土処分場使用料の増額分を基金に積み立てるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 鍵課長。

○総務課長(鍵 良平君) それでは、令和5年度一般会計第9回補正予算の細部説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款地方譲与税 1項 1目地方揮発油譲与税8万円の増額。2項1目自動車重量譲与税34万7,000円の増額。4項1目森林環境譲与税1,000円の減額。

3款1項1目利子割交付金4,000円の増額。

4款1項1目配当割交付金37万9,000円の増額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金5万1,000円の減額。

6款1項1目法人事業税交付金119万9,000円の増額。

7款1項1目地方消費税交付金208万1,000円の増額。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。

8款1項1目環境性能割交付金162万2,000円の増額。

9款1項1目地方特例交付金9,000円の増額。

10款1項1目地方交付税1億4,835万3,000円の増額。

11款1項1目交通安全対策特別交付金25万円の減額。

以上、地方譲与税から交通安全対策特別交付金まで、また後にご説明申し上げます自動車取得税交付金につきましては、それぞれ京都府から通知を受けた額に補正を行ったものでございます。先ほど町長説明にございましたとおり、このうち特に地方交付税につきましては、特別交付税の3月交付分によるものでございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料 6目土木使用料300万円の増額です。公共残土処分場の受入量増加などによる増額でございます。

15款府支出金 2項府補助金 2目総務費府補助金4,383万2,000円の増額でございます。きょうと地域連携交付金の交付決定を受けた増額でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 6目生き生きまちづくり応援基金繰入金275万6,000円

の増額です。令和5年度事業で自治振興補助金等の財源として活用を行うための繰入れを新たに計上したものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

22款でございます。22款1項1目自動車取得税交付金16万円の増額でございます。先ほども申し上げましたが、京都府から通知を受けた額に補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出を申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 15目財政調整基金費2億52万円の増額です。特別交付税の決定などによる一般財源の余裕分を減債基金に積み立てるものでございます。

○地域整備課長（橋本利将君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費300万円の増額、残土処分場管理事業積立金300万円の増額です。公共残土処分場使用料の収入増加に伴い積立金を増額とするものです。

予算説明は以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしの声があります。これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度伊根町一般会計第9回補正予算）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

◎ 日程第7 議案第27号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い直ちに所要の改正を行ったものでございます。定額減税に伴うものなどでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、伊根町町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、町条例も直ちに所要の改正を行うというもので、示された条例例による改正内容となっております。

改正文及び新旧対照表は35ページと非常に多いため、別で配布をしておりますA4両面刷りの議案第27号参考資料条例改正事項一覧をご覧ください。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

1点目は、職権による減免を可能とする規定を追加する改正です。参考資料の1番が町民税、2番が固定資産税、3番が特別土地保有税についての規定です。災害等で大きな被害を受けた方などの減免をする際に申請が必要とされておりましたところを、職権によって減免ができるというこ

とにする規定でございます。

なお、特別土地保有税については、平成15年度税制改正により、現在は課税を停止し、新たな課税を行わない取扱いとなっております。

2点目は、個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設による改正です。参考資料の4、5、6、7番です。

なお、4番から6番が令和6年度分について、7番が令和7年度分についての規定となっております。また、参考資料の8番と16番から23番までが、特別税額控除の対象となる所得割の額についての読替規定でございます。8番は肉用牛の売却による事業所得に係るもの、16番は上場株式等に係る配当所得等、17番土地の譲渡等による事業所得等、18番長期譲渡所得、19番短期譲渡所得、20番一般株式等に係る譲渡所得等、21番先物取引に係る雑所得等、22番特例適用利子等及び特例適用配当等、23番条約適用利子等及び条約適用配当等についての読替規定です。

3点目は、固定資産税の改正になります。参考資料9番はわがまち特例に関する改正になります。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について特例の割合を定める規定を新設し、また特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税の課税標準の特例についての規定が削除されたことによるものです。参考資料10番は認定長期優良住宅に係る特例です。申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設です。参考資料11、13、14、15番は土地の負担軽減措置制度についての延長です。土地の固定資産税について、評価替えによって税額が急激に増えることのないよう負担調整をするための制度であり、令和5年度までの期限を令和8年度まで延長するもので、制度開始後は3年に一度更新されております。

なお、15番は特別土地保有税の課税の特例ですが、さきにご説明いたしましたとおり現在は課税を停止しております。

最後に、参考資料12番は下落修正制度の延長です。固定資産税の評価替えは3年周期であり、評価替え年度である基準年度の翌年度、翌々年度は評価を変更しない据置き年度ですが、その据置き年度において地価が下落した場合に評価を据え置くことで、納税者に不利益が生じることから、評価替え年度の宅地の評価額を下方修正することができるという制度でございます。この制度も3年おきに延長されており、今回も延長するものでございます。

主な改正点は以上です。

そのほか読み上げなかったものについては、根拠法である地方税法の改正に伴う条項番号の修正や文言の整理であり軽微な内容であるため、説明を割愛させていただきます。

番号が前後し、分かりにくい部分もあったことと思いますが、冒頭に申し上げましたとおり、法律改正に伴う改正で示された条例例に基づく改正でありますことを再度申し上げまして、専決処分の承認を求めることについて、伊根町町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第28号

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町

国民健康保険税条例の一部改正)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)でございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行されることに伴い、直ちに所要の改正を行ったものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 森田課長。

○住民生活課長(森田連三君) それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

専決理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、町条例も直ちに所要の改正を行うというものです。

新旧対照表をご覧ください。

具体的には、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の上限を22万円から24万円に引き上げる規定が第2条第3項と第15条第1項でございます。均等割、平等割の5割軽減を判定する所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減を判定する所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるというものです。

この改正においても、法律施行令の改正に伴う改正であり、示された条例例に基づく改正でありますことを申し上げまして、専決処分の承認を求めることについて、伊根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第29号

○議長(佐戸仁志君) 日程第9、議案第29号 令和6年度伊根町一般会計第1回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第29号 令和6年度伊根町一般会計第1回補正予算でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ783万2,000円を追加し、35億4,683万2,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1,540万1,000円の減額で、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金のうち、採択されなかったソフト事業分の減額などでございます。

15款府支出金 2項府補助金166万9,000円の増額で、子ども・子育て支援交付金などによるものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金4,286万4,000円の増額です。財政調整基金繰入金のほか、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金などでございます。

21款1項町債2,130万円の減額です。本年度要望協議による増減を反映したものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

2款総務費 1項総務管理費1,464万2,000円の減額です。

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金のうち、ソフト事業の残土処分場跡地での太陽光発電所の設置・運営手法の調査検討事業が採択されなかったため当該分を減額するものなどでございます。

3款民生費 2項児童福祉費133万5,000円の増額で、放課後児童クラブ施設建設で床面積を広げるための工事費増額でございます。

6款農林水産業費 1項農業費12万円の増額です。

8款土木費 1項道路橋りょう費1,000万円の増額で、亀島本庄浜線のろせ橋付近の落石対策に要する調査設計費を計上するものでございます。

9款 1項消防費919万3,000円の増額で、地域防災計画の修正を行うための委託費のほか、3地区から要望のあった消防設備整備費補助金の計上でございます。

10款教育費 1項教育総務費42万6,000円の増額は、次の議案第30号で提案予定の「より豊かな学びが実現できる学校施設審議会」に要する経費などの計上でございます。2項小学校費140万円の増額は、伊根小学校敷地内の駐車スペースに放課後児童クラブ施設を整備することから、駐車用区画線を引き直すための工事費の計上などでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正です。

歳出で説明申し上げました事業費の増減などを踏まえた限度額の変更や財源変更による廃止でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 令和6年度一般会計第1回補正予算の細部説明を申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金1,650万円の減額です。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の一部が採択されなかったことに伴う減額でございます。3目民生費国庫補助金154万9,000円の増額です。放課後児童クラブ新築事業工事費の増額に伴う補助金の増額でございます。7目教育費国庫補助金45万円の減額でスクールバス購入事業の内示額に伴う減額でございます。

15款府支出金 2項府補助金 3目民生費府補助金154万9,000円の増額です。国庫補助金と同様で、伊根地区の放課後児童クラブ新築事業工事費の増額に伴う補助金の増額でございます。6目農林水産産業費府補助金12万円の増額でございます。集落連携100ha農場づくり事業の事業採択に伴うものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金1,904万8,000円の増額です。6目生き生きまちづくり応援基金繰入金55万1,000円の増額です。自治会活動による自治振興補助金。内容は集会所整備、消防設備等でございますが、これに充当するものでございます。

12目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金2,326万5,000円の増額でございます。跡地活用事業につきまして、今後の事業内容や今後の用途、これらを鑑みて起債による財源充当によらず、基金、一般財源による事業実施が適当であるという判断に基づき、当該事業に充当するための繰入れでございます。

21款町債 1項町債 1目土木債1,070万円の増額で、亀島本庄浜線防災工事に充当するものでございます。2目総務債3,320万円の減額で、跡地活用事業、先ほど申し上げました基金活用に財源変更を行うため、こちらを減額するものでございます。3目民生債400万円の増額で伊根放課後児童クラブ新築工事分でございます。こちらにつきましては、一般補助施設等整備事

業債で当初予算を計上しておりましたが、京都府との協議によりまして、社会福祉施設整備事業債に変更し、充当率が75%から80%に変更になったことなどに伴うものでございます。10目教育債280万円の減額でございます。起債種別の変更で、こちら教育費の一般補助施設整備事業債から民生関係の社会福祉施設事業債に伴う減額と合わせまして、スクールバスを購入する補助金の減額に伴う起債の増額を反映したものなどでございます。

○企画観光課長（千賀和孝君） 次に、歳出の説明に移ります。

14、15ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費1,500万円の減額です。定住促進事業150万円の増額は、朝妻地区で住宅を新築する計画を立てておられる方がおり、定住促進住宅補助金で新築費用の10分の1上限150万円を補助するものでございます。再生可能エネルギー活用型地域振興事業1,650万円の減額は計画申請を行ってありましたエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金のソフト事業が不採択となったため、同補助金を活用して令和6年度に実施を予定してありました公共残土処分場での大規模太陽光発電所設置に係るF S調査事業、発電施設の運営手法検討事業を中止することとし、それに伴う予算を減額するものでございます。

○総務課長（鍵 良平君） 11目自治振興費35万8,000円の増額で、こちらにつきましては自治会施設等整備事業でございます。蒲入集会所整備に支援を行うものでございます。

○教育次長（増井和彦君） 3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費133万5,000円の増額です。伊根放課後児童クラブ建設工事費は当初予算で1,247万円計上済みですが、前年度末に詳細設計業務が完了し、今回工事請負費の不足分として133万5,000円を計上させていただくものでございます。

放課後児童クラブを利用する児童たちが、安全にそして快適に活動できるように福祉センター横の限られた敷地で木造建築により延べ床面積を広く取った50㎡から58㎡による工事費の増額でございます。現在、子ども・子育て支援施設整備交付金の内示待ちであり、内示後は直ちに入札事務を進めたいと思います。

○地域整備課長（橋本利将君） 6款農業水産業費 1項農業費 3目農業振興費12万円の増額です。農業振興事業負担金補助交付金12万円の増額となっております。京都府の補助事業である集落連携100ha農場づくり事業の中の革新計画作成推進事業として、伊根町農業活性化協議会へ支援を行うものです。こちらは全額が府からの間接補助となっております。

16、17ページをご覧ください。

8款土木費 2項道路橋りょう費 3目道路新設改良費1,000万円の増額です。町道改良事業委託料1,000万円の増額となっております。本年3月亀島本庄浜線新井地区におきまして巨石の崩落がございました。現在も斜面に落石の恐れがある巨石が残っており、安全措置として通行止め規制を行っておりますが、早期規制解除を目指し、業務委託により調査設計を進めるものでございます。業務は既に当初予算を用いて先行実施しており、工事につきましては対策工法が決定次第、今年度の社会資本整備総合交付金事業の組替えにより優先して工事を行う方針でございます。

○総務課長（鍵 良平君） 9款消防費 1項消防費 2目非常備消防費19万3,000円の増額でございます。こちらにつきましても、自治振興補助金こちらは消防施設維持管理事業でございますが、大原区、峠区、菅野区からご要望いただいています消火栓ボックスの購入に支援を行うものでございます。5目災害対策費900万円の増額でございます。伊根町地域防災計画の修正を行うものでございます。内容につきましては、現時点における各種法令等の突合、修正、履歴の追加、または広域避難計画の修正、こういった変更を加えていきたいというふうに考えております。また現在、総務委員会で調査研究されておられます地震に対する対応方法、これらも新たに必要な部分については修正を加えていきたいというふうに考えてございます。

○教育次長（増井和彦君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費42万6,000円の増額です。事務局費42万6,000円はこの後、議案第30号で詳細に説明させていただきますが、一昨年の6月議会で承認いただきました小学校教育在り方審議会は令和5年8月8日を初回として計6回審議会を開催し、町立小学校教育に関わる課題の変化について、今後の小学校教育に関わる展望についての2つの諮問に対し、令和6年4月22日付で正式に当審議会からお手元の資料

のとおり答申書が出されました。

答申書の中で、伊根町ならではの教育の特色を表せる仕組みづくりと学校施設の改修を含む長期的な在り方を議論するため、より豊かな学びが実現できる学校施設審議会（仮称）を今回設置し、方向性を決めることとします。今後、当審議会の答申結果を踏まえ、教育委員会、町総合教育会議を通して協議を進めていきたいと思います。

よって、今回より豊かな学びが実現できる学校施設審議会（仮称）の経費として、計5回の審議会委員報酬、費用弁償、お茶代等について42万6,000円計上させていただくものでございます。

続いて、2項小学校費 1目学校管理費140万円の増額です。学校管理運営費工事請負費100万円は、伊根放課後児童クラブ建設工事により福祉センター横の学校用駐車場が減少するため、駐車場確保のため、同駐車場に区画線の引き直しのための工事費用でございます。スクールバス運行費修繕料40万円は、平成25年度購入の伊根小号26人乗りがエアコンのコンデンサーが故障しエアコンが効かなくなりましたので、修理費用として計上させていただくものでございます。

以上で一般会計第1回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 15ページの児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業ですけれども、これさっき床面積を広げるという説明だったんですけれども、50㎡から58㎡、これは定数、今25人でしたか、これは定数が増えるという理解でいいんですか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 説明でも申し上げたんですけれども、結論としましては、定数は増やさないということです。基本的には、入り口の下駄箱の整備だったり、そういったところを広げて子供たちが安心、安全に活動ができる。それから指導員さんが有効にいろんな物置が活用できるといったスペースを確保するために広げさせていただいたものです。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 17ページののろせ地区の落石調査費の設計費で1,000万円上がっていますけれども、調査設計で1,000万円ぐらいということは、調査設計結果において工事の規模も変わってくるので、結構長期間通行止めの状態になってまして、地域住民の方々からもう通れるのかと。明確には答えられませんが、今の状態でこれぐらいの工事費が上がっていたら大体、工期として通れるめどというのはどれぐらいの歳月というか日にちを想定されているか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 和田議員のご質問ですが、今のところ正直に申しますと、いつ解放というめどというのはまだ立っていない、設計がまだ組み上がっていないということでございます。

こちらの1,000万円につきましては、場所が場所ですので測量からドローンを飛ばしたり、点群測量というちょっと変わった測量の仕方、また設計も含まれておるんですが、想定される設計をある程度予測してのり枠工と落石防止柵工等の設計を加味して1,000万円の計上させてもらっているところです。

現在、測量と現地調査を進めておりまして、必要に応じてボーリングが必要とかそういったところを、最終打合せを次に行いましてその次に、詳細設計を組んだあたりで、あらかた解放時期が見えてくるのではと考えております。これは予算規模にも応じてということになりますので。もし、それで今年度の社会資本枠で事業完了の費用が賄えるのであれば、今年度もしくは今年度繰り越しにより完了ができるのではないかと考えておりますが、あくまで巨石対応とか現状を踏まえた工法選定によっては少し長期化する場合もあると考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和6年度伊根町一般会計第1回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第30号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第30号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第30号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定についてでございます。

昨年度の「小学校教育の在り方審議会」から教育委員会に出された答申に基づき、「伊根町ならではの」教育の特色を表せる仕組みづくりと学校施設の改修を含む長期的な在り方を中心に議論していただくための審議会を設置するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、議案第30号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定について詳細説明をさせていただくところでございますが、設置条例案を説明する前に本日追加で配付をさせていただきました令和6年4月22日に答申をいただいた伊根町小学校教育の在り方審議会答申書のA4の冊子とA4両面刷り1枚物の審議会の概要版資料に基づき、今回の条例制定と関連しますので、説明をさせていただきたいと思います。

A4両面刷り1枚物、伊根町小学校教育の在り方審議会の概要をご覧くださいと思います。

1、概要です。これまでより少人数による競争力の低下、男女の比率、少人数では体験できないこと等課題も指摘されていること。学校施設は40年以上経過し、外壁の落下、漏水等の不具合が頻発し、緊急に修繕するとともに令和4年度の耐力度調査においては、2小学校の体育館は構造上危険な建物となり、改築の対象となったことを主たる理由に、令和5年6月に伊根町小学校教育の在り方審議会を設置し、教育委員会より2つの諮問を行いました。

1つ目は、伊根町立小学校教育に関わる課題の変化について。

2つ目は、今後の伊根町立小学校教育に関わる展望について。

当審議会は保育所または小学校児童の保護者代表、学校教育及び福祉の関係者、住民の代表、学識経験を有する者の合計20名で構成し、次のとおり計6回の議論を重ね、アンケートを実施し、アンケートの回収率は64.2%でした。今回追加配付させていただいた答申書が審議会から令和6年4月22日に教育委員会に提出されたところでございます。

裏面をご覧ください。

その中に7項目の提言をいただきました。提言1から5につきましては、既存組織で対応強化と個別施策の充実などで対応とさせていただきたいと思います。

提言1、変化する社会に対応した教育内容と教育方法に関する議論のさらなる充実と具体的な施策の早期実施は、町教育研究会各部会に対応したいと思います。

提言2、多様なニーズを有した児童への対応や幅広い場の提供に関する議論のさらなる充実と具体的な施策の早期実施は、教育支援委員会及び要保護児童対策地域協議会で対応したく思います。

提言3、いじめや重大事態に対するより迅速な対応の実現を目指す議論と具体的なサポートのさらなる充実は、いじめ問題対策連絡会議で対応。

提言4、学校及び教職員の労働環境の改善と支援施策の充実に関する議論のさらなる充実と具体的な施策の早期実施は働き方改革推進会議で対応。

提言5、学校、家庭、保護者、地域の協働を実現するための議論のさらなる充実と具体的な施策の早期実施は、学校運営協議会及び地域学校協働本部で対応したく思います。

そして、教育委員会の考えとしまして、既存組織のない提言 6、学校施設の改修を含む長期的な在り方に関する審議会の早期設置。

提言 7、「伊根町ならではの」という特色を生かした教育を検討する場の設置。

この最重要 2 項目の提言に対して、今回条例提案をお願いするより豊かな学びが実現できる学校施設審議会（仮称）を設置させていただき、次の 2 点を諮問し委員の知見に基づいて幅広く議論をしていきたいと思ひます。

1 つ目、伊根町の子供たちに良い教育とは何か。

2 つ目、小学校の長寿命化改良工事を行い今後 40 年使用を続けるまたは、小学校を統合し新たに建設するか、既存学校を改築するかでございます。そして、約 1 年後には当審議会の答申結果を踏まえ、教育委員会町総合教育会議を通して協議を深め、今後の方向性を定めていきたいと思ひております。

それでは、議案書にお戻りください。

議案第 30 号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例について提案理由を申し上げます。

先ほど来、申し上げますとおり、伊根町小学校教育の在り方審議会答申における学校施設の改修を含む長期的な在り方を議論し、伊根町ならではの教育の特色を表せる仕組みづくりを検討する審議会を設置するものでございます。

別紙、設置条例案をご覧ください。

第 1 条では当審議会の設置について、第 2 条の所掌事務では審議会は伊根町教育委員会の諮問に応じ、学校施設の改修を含む長期的な在り方などを調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申します。第 3 条の組織は委員 12 名で組織し、保育所、小学校児童の保護者、学校教育関係者、住民代表、学識経験者とし、第 3 項で委員は諮問に係る調査及び審議が終了した際、解嘱とさせていただきます。第 4 条は会長、副会長について、第 5 条は会議について、第 6 条の庶務は、教育委員会事務局で処理し、第 7 条には委任事項を定めております。本議会では本条例を可決いただきました後、委員を早急に委嘱し、第 1 回の審議会を開催していきたいと思ひております。

以上、議案第 30 号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1 番、上辻議員。

○1 番（上辻 亨君） この委員会に関わる人数ですが、在り方審議会のほうでは 20 名で、より豊かな学びが実現できる審議会のほうは 12 名という委員で構成されているわけですが、この人数構成については妥当な人数でしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 上辻議員のご質問にお答えしたいと思います。

小学校教育の在り方審議会では 20 名の委員さんに来ていただいて 5 回審議会を開催させていただいたんですけれども、どうしても人数が多くて 1 人の発言時間が非常に限られるといったこともありましたので、そういった経験も踏まえながら今回は小規模で深く、委員さんにいろんな発言をたくさんしていただくということで、人数を絞って 12 名で構成をさせていただきました。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありますか。7 番、和田議員。

○7 番（和田義清君） 関連質問します。第 3 条の先ほどの委員構成なんですけれども、学校教育の関係者 2 名というのと（3）の住民代表と（4）の学識経験者、このあたりはどのような役職の方々を想定されているか分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 現在、人選中ではございますけれども、学校教育の関係者は基本的に学校の。ちょっとすみません。

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。

休憩 10 時 41 分

再開 10 時 41 分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 学校教育の関係者は学校運営協議会の委員さんにお世話になろうと思っております。それから、学識経験者につきましては、元学校の教諭のOBの方等をお願いしようというふうに考えております。それから、福知山公立大学の教授等にもお世話になろうかなと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） ということは、前回の在り方審議会委員でお世話になった方々も、今回も引き続きということはある得るということ、そういう認識でよろしいですか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） お察しのとおりでございます。

前回の在り方審議会委員にお世話になった方についても、今回人選も考えておりますので、了解いただければ再任といえますか、違う審議会での委嘱をさせていただこうと思っております。

○議長（佐戸仁志君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） あと1点、前回現場の担当である保育所と小学校のPTAなり、それぞれの何とか会とかあります方々で、8名が4名になっているんです。8名が4名になって、いわゆる前回確か各区長協議会長さんが選出されましたけれども、ここも恐らく減らされて2名なのかなというところがあるんですけれども、現場というか当事者である保育所の保護者の代表とか小学校の保護者の代表が、これがちょっと減らされるのがどうなのかなと、この辺の現場の声をどのような形でこの12名のメンバーで吸い上げて反映していくのかというところがちょっと不安なので、その辺の対策をどのように考えられていますか。

○議長（佐戸仁志君） 教育長。

○教育長（岩佐好正君） 今、和田議員からの質問ですが、第1の保護者の方が8名から4名、学校教育の関係者が4名から2名、この半減をどう見るかということですね。それぞれ今回も同じように、それぞれの団体の方にしっかりと代表者の選出をお願いしようと考えています。こちらからの指名ではなくて。それで、それぞれの団体のいろんな総意をその方に取りまとめでいただいて、いろんな角度で協議をしてもらえれば、前回の8名が4名になっても大丈夫だろうというふうに考えておりますし、学校運営協議会は小学校教育については年に定期的に会議を持っている委員様でございますので、小学校教育の在り方についてもしっかりと協議をしてもらえるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 審議会の委員の任期は審議が終了したときは解嘱されるというふうに明記されておりますが、教育委員会としてはこの答申はいつ頃までに欲しいなというふうに考えておられますか。お考えをお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 大谷議員の答申の時期についてでございます。

教育委員会としましては、現段階で令和6年度中にこの審議会からの答申がいただければ一番いいんですけれども、もう1年を切っておりますし、年度をまたぐだろうなというふうに現段階では思っております。早ければ、令和7年度に入って早々の答申がいただければというふうに現時点では考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 在り方審議会の答申の方も読ませていただきました。付言のほうで周知方法のやり方も考えようと思ったと思うんですけれども、そういった審議会をされる場合、傍聴そういったものを、条例の中には記載されておりませんが傍聴を認める予定はあるのか、また審議会の広報の在り方、これについてどのように考えておられるか。その2点をお伺いします。

○議長（佐戸仁志君） 教育長。

○教育長（岩佐好正君） 1点目の質問、少し私のほう十分理解できていないかも知れませんが、2点目のその広報のほうの周知ですね。その部分については、答申の中でも付言という形でいたいたんですが、教育の審議会のときに定期的に審議の経過なんかを広く伝えられてない。もしくは

は正確に伝えられてない。そのところについては、今度の審議会ですっかりとしていくべきだという付言をいただいています。その部分については、十分注意をしながら審議会の委員の皆さまにも知恵を出していただいて、どういう形が良いのか検討しながら中間の取りまとめのいろんな意見を吸い上げる予定もしておりますし、カバーできるのではないかなというふうに思っています。

あと公開システムですか、その部分については、中身のそのやり方は審議会が設置されてから進んでいく部分がありますので、その審議会の中で、第3回目はちょっと非公開にしよう。第4回目は例えば多く来てもらおうとかいうそういう論議を踏まえての流れでいくところも大事なかなというには思っています。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） となりますと、傍聴については、最初から拒否するわけではなく、場合によっては審議会の中で検討いただいて、会によっては傍聴を認めるという理解でよろしいでしょうか。あともう1点のほうは、答申をいただくのが来年度早々とそういう発言がありましたけれども、これの強制力そういったものはもうそう決まった場合には、完全にその通りでいくんだという理解でいいのか、そうではなくて答申を踏まえてまた教育委員会で再度検討いただいて方向性を示すのか、そのあたりお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 2点目のほうから先に、拘束力についてですが、当然重要な案件を審議していただきますので、答申はしっかりと承りたいとこのように思っているところです。ただ教育委員会だけでいろんな今後の方針を決定するものでは当然ございませんので、今後の考え方のところにも書いてありますとおり、教育委員会で熟議をして、その内容を総合教育会議にもかけて、しっかりと伊根町の子供たちに、教育の発展そういう部分につながるような形にしていきたいというふうに思っているところです。すみません。1点目の質問をもう一度お願いします。すみません。

○議長（佐戸仁志君） 濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 傍聴ですよね。傍聴については、会によって判断をして今回は公開しますよという形を取るという。書いてはないですけども、そういったことも審議会の中で検討いただけるということでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 申し訳ありませんでした。先ほど申したとおり、審議会の中での協議に従って公開すべきと判断されたら、それはあり得るものと考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点申し上げたいんですけども、教育長も申し上げましたけれども、審議会に強制力があるかと、強制力はないですよ、これは。説明で申し上げましたように答申結果を踏まえ、教育委員会、総合教育会議を通して協議を進め今後の方向性を定める、これに尽きますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩したいと思います。11時から再開したいと思います。

休憩 10時51分

再開 11時00分

○議長（佐戸仁志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 1 1 議案第 3 1 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 1、議案第 3 1 号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 3 1 号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

町民税の決定に伴い、賦課目標額に必要な乗率算定を行い所要の改正を行うものです。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第 3 1 号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は賦課目標額の引上げ及び課税標準額の確定により、乗率等の改正を行うというものでございます。今年度の国民健康保険税については、去る 2 月 2 6 日に国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、1 人当たりの賦課目標額については、京都府からの各納付金の決定に基づき医療分は従来どおり 4 万 1, 0 0 0 円に据え置き、後期高齢者支援金分は 3 万 3, 0 0 0 円に引き上げ、介護納付金分を 4 万円に引き上げることとしております。

それでは、資料により説明をさせていただきます。

議案、改正する条例案、新旧対照表とは別に、左上に前年度保険税率との比較と記載した資料により、具体的な乗率等の内容についてご説明をいたします。

ページ番号がついておりませんが、1 ページめくっていただきまして、まず医療給付分についてですが、賦課目標額は年額 1 人当たり 4 万 1, 0 0 0 円と従来どおり据置きで、被保険者数が 5 7 3 人、2, 3 4 9 万 3, 0 0 0 円を目標に徴収する目標額としております。

資料の中ほど、4、乗率でお示しをしております①の所得割率は昨年度から 0. 9 ポイント下げた 3. 4 %で、②の均等割額は昨年度から 1 0 0 円増額の 1 万 1, 9 0 0 円、③の平等割額は昨年度から 1 0 0 円減額の 1 万 2, 1 0 0 円としております。

次に、1 枚おめくりいただきまして、後期高齢者支援金分についてですが、賦課目標額 1 人当たり 3 万 3, 0 0 0 円で前年度から 4, 0 0 0 円増額、被保険者数が 5 7 3 人で 1, 8 9 0 万 9, 0 0 0 円を徴収する目標額としております。

資料の中ほど、4、乗率でお示しをしておりますとおり①の所得割率は年度から 0. 3 ポイント下げた 2. 8 %で、②の均等割額は昨年度から 1, 2 0 0 円増額の 9, 6 0 0 円、③の平等割額は昨年度から 1, 1 0 0 円増額の 9, 7 0 0 円としております。

さらに 1 枚おめくりをいただきまして、介護納付金分についてですが、賦課目標額 1 人当たり 4 万円で、前年度から 3, 0 0 0 円増額、被保険者数が 1 6 0 人で 6 4 0 万円を徴収する賦課目標額としております。資料の中ほど 4、乗率でお示しをしておりますとおり、①の所得割率は昨年度から 0. 5 ポイント下げた 2. 8 %で、②の均等割額は昨年度から 1, 1 0 0 円増額の 1 万 3, 2 0 0 円、③の平等割額は昨年度から 7 0 0 円増額の 6, 2 0 0 円としております。

この資料の初めのページに戻っていただきまして、前年度保険税率との比較としてモデルケース 4 事例について試算をいたしておりますので、後ほどご参考にご覧いただければと思います。

以上、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第31号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第32号

○議長(佐戸仁志君) 日程第12、議案第32号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第32号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴って必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 石野課長。

○保健福祉課長(石野 靖君) 議案第32号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は、提案理由のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより改正を行うものです。

令和5年3月、9月定例会でもこの条例の改正を行い、その際も冒頭説明しましたようにこの条例によって本町で実施している事業は現在ありませんが、平成24年に子ども・子育て支援法が制定された際、整備したものです。

議案とは別の条例案2ページからの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、職員配置基準が見直されたため改正を行うものです。新旧対照表では一部省略してあるのですが、第29条の職員は小規模保育事業所A型の職員、第31条の職員は小規模保育事業所B型の職員、第44条は保育所型事業所内保育事業所の職員、第47条は小規模型事業所内保育事業所の職員です。それぞれにおいて、配置基準が満3歳以上満4歳未満の児童はおおむね20人につき1人であったものが15人につき1人に、満4歳以上の児童はおおむね30人につき1人であったものが25人につき1人に見直しを行うものです。

大変簡単ではございますが、説明は以上です。

冒頭申し上げましたとおり、本町で実施している事業は現在ありませんが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる改正で、示された条例例に基づく改正でありますことを再度申し上げまして、伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第32号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 13 議案第 33 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 13、議案第 33 号 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 33 号 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）でございます。

第 1 分団第 2 部の積載車の更新で、昨年度の第 1 分団第 4 部の積載車更新と同様の軽自動車タイプでございます。契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、この後、物品購入、契約に関する議案が続きます。それぞれの議案で議会の議決を求めるための条例の規定説明については省略をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第 33 号 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）の細部説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的は多機能型小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 819 万 5,000 円、契約の相手方は京都府宮津市字須津 1558 の 8、大槻ポンプ工業株式会社宮津営業所、所長倉慎平でございます。

1 枚めくっていただきまして、購入概要書をご覧ください。

車両の概要といたしましては、町長説明にありましてとおり、軽四輪自動車の 4 輪駆動タイプを導入するものでございます。積載します小型動力ポンプにつきましては B3 級、主な装備品は資料に記載のとおりでございます。今回想定しております納期につきましては、令和 7 年 2 月 28 日としてございます。配備する消防団の部につきましては、第 1 分団第 2 部を想定したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第 33 号 物品購入契約の締結について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 14 議案第 34 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 14、議案第 34 号 物品購入契約の締結について（クライアント端末）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第34号 物品購入契約の締結について（クライアント端末）でございます。

役場の業務用パソコン30台の更新でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、議案第34号 物品購入契約の締結について（クライアント端末）について説明をさせていただきます。

契約の目的は令和6年度クライアント端末の購入、契約の方法は指名競争入札、契約金額は369万9,300円、契約の相手方は京都府福知山市字天田391番地の乙、株式会社堀通信、代表取締役堀康人でございます。

次のページ、クライアント端末の概要をご覧ください。

事業の概要ですが、購入する端末は職員が通常業務で使用する機器のうち更新を行うもので、購入から5年程度を経過したクライアント端末を毎年、定量的に更新を行っているものでございます。

納期限は令和6年10月31日とし、購入機器はノートパソコン22台、デスクトップパソコン8台、追加ディスプレイ5台となります。今回購入するクライアント端末にはワード、エクセルなどのウィンドウズ・オフィスソフトは永続版のサポートが2026年4月で終了するため入っておりません。今後購入するクライアント端末にはサブスクリプション版であるマイクロソフト365もしくは他社製の互換性のあるオフィスソフトを別途購入していくこととしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません。今回の購入機器一覧の台数なんですけれども、全体の大体何%ぐらい更新なんですか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 全端末を6年かけて更新したいと思っていますので、大体180分の30くらいになると思います。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 物品購入契約の締結について（クライアント端末）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第35号

○議長（佐戸仁志君） 日程第15、議案第35号 物品購入契約の締結について（し尿収集車）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第35号 物品購入契約の締結についてでございます。し尿収集車でございます。

平成25年度購入の車両で、令和元年度にタンクを更新しておりますが、全体に老朽化が目立つところから安定的に業務を継続するため更新を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第35号 物品購入契約の締結について（し尿収集車）についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的はし尿収集車購入、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1,232万5,500円、契約の相手方は京都府与謝郡伊根町字本庄上1232番地、三野商会、代表者三野成彦でございます。

次のページ、し尿収集車概要をご覧ください。

納入期限は令和7年3月31日、購入車両等はいすゞの特装車、2輪駆動で排気量2,990ccのディーゼル車150馬力です。特殊仕様（架装）については、株式会社モリタエコノス製でポンプ形式A43D、タンク容量3,000ℓです。

資料裏面に車両架装の参考図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、物品購入契約の締結について（し尿収集車）の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第35号 物品購入契約の締結について（し尿収集車）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第36号

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、議案第36号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第36号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結についてでございます。

機能保全計画に基づく本年度分の工事でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第36号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事を指名競争入札により行うものです。契約金額は8,690万円、契約の相手方は京都府宮津市字須津1608番地、河嶋建設株式会社、代表取締役河嶋義孝です。

次のページに添付の工事概要をご覧ください。

本工事は伊根漁港大浦第1岸壁において、せり出しや沈下が生じたため機能保全計画に基づき工事を実施するものです。今回の工事は、基礎捨石工2,818㎡、工事延長21.1mによる基礎の造成を進めていくものです。基礎捨石の本均しと荒均しの箇所につきましては、上部にL型コンクリート擁壁を設置する箇所について、こちらは十分な平坦性を持たせるために本ならしを行い、それ以外の部分を荒ならしとして実施するものです。基礎捨石本ならしが66㎡、荒ならしを270㎡計画しております。

次のページ、計画平面図をつけておりますが、これの裏面の方に基礎捨石平面図がございますので、こちらをご覧ください。赤色が今回の工事の実施範囲となっております。緑色の部分が次年度以降で仕上がる範囲として表示をしております。また、青色の破線がございますが、こちらが捨石

のならし作業を行う範囲を示しております。こちらより左側の部分の赤線部、こちらが捨石のならし工の実施範囲となっております。

次ページの方をご覧ください。

縦断面図です。こちらは海側から見た断面となっております。赤色の部分が今回の工事範囲です。工事延長につきましては、仕上がり高さまで実施する範囲を示しております。捨石の高さは6m、台形状に捨石が積み上がる形となっております。次年度以降も図面右側に順次実施していくかたちとなっております。黄色の部分につきましては、工事完了箇所、基礎捨石工の下部にありました軟弱地盤への砂の置き換え工事を実施した箇所となっております。

裏面のほうをご覧ください。

標準断面図でございます。赤色で塗られた範囲が基礎捨石工の実施範囲となります。捨石による基礎が全て仕上がった後、L型のコンクリート擁壁を設置、背後地を埋め立てていく工事の流れとなります。

本事業につきましては、近年毎回お伝えしておりますが、資材価格や人件費などの上昇により、計画に遅れが出ている状況でございます。このため、京都府所管部署と情報を共有し合いまして、次年度以降の国庫及び府補助の配分額調整について協議を進めているところでございます。このことをこの場をお借りしましてご報告申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようであります。これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第36号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第37号

○議長（佐戸仁志君） 日程第17、議案第37号 物品購入契約の締結について（残土処分場不整地運搬車）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第37号 物品購入契約の締結についてでございます。残土処分場不整地運搬車でございます。

残土処分場内の敷ならしを効率的に実施するために必要な車両を新たに購入するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第37号 物品購入契約の締結について（残土処分場不整地運搬車）のご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和6年度残土処分場不整地運搬車購入を指名競争入札により行うものです。契約金額は1,633万5,000円、契約の相手方は京都府与謝郡与謝野町石川1528番地、志摩機械株式会社丹後営業所、所長白数道明です。

次のページに添付の議案補足説明書をご覧ください。

購入機械の内容は不整地運搬車（6 t 級）1 台、株式会社諸岡製、定格出力が 9 2. 6 k W、運転質量 7, 6 0 0 k g、最大積載量 6, 0 0 0 k g となっております。使用の用途につきましては、残土処分場内での敷ならしと造成に係る作業で、具体的には搬入土の場内運搬となっております。ドーザによる敷ならし、締め固めを行っておりますが、多量の搬入時にドーザで土砂移動が困難なことから作業の効率を考慮し導入するものです。

現在は、レンタルにより必要に応じ配備をしておりますが、今までの使用実績と今後の長期運用を見込み、経済性を考慮し、レンタルでなく購入としたものでございます。

納入期限については今年度末とし、令和 7 年からの稼働を目指しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第 3 7 号 物品購入契約の締結について（残土処分場不整地運搬車）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 8 議案第 3 8 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 8、議案第 3 8 号 物品購入契約の締結について（残土処分場油圧ショベル）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 3 8 号 物品購入契約の締結についてでございます。残土処分場油圧ショベルでございます。

残土処分場内で現在使用している油圧ショベルが購入から 1 0 年経過し、老朽化が著しいため更新するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第 3 8 号 物品購入契約の締結について（残土処分場油圧ショベル）のご説明を申し上げます。

契約の目的及び方法は、令和 6 年度残土処分場油圧ショベル購入を指名競争入札により行うものです。契約金額は 1, 9 7 8 万 9, 0 0 0 円、契約の相手は京都府京丹後市網野町高橋 1 5 2 番地、水田重機工業株式会社、代表取締役水田義之です。

次ページに添付の議案補足説明書の方をご覧ください。

購入機械の内容は、油圧ショベル 1 台、バケット容量が 0. 8 m³、日立建機株式会社製、定格出力は 1 2 2 k W、運転質量 2 4, 2 0 0 k g、最大掘削深さは 6, 6 2 0 mm です。使用の用途につきましては、残土処分場内での敷均し及び造成作業となっております。平成 2 6 年度に導入した油圧ショベルが、町長が申しましたとおり、1 0 年に渡る使用により老朽化が進み、今後の修理が高額になることが見込まれることから、入替えを行うものです。

なお、油圧ショベルの耐用年数は 6 年とされておりますが、一般的には稼働時間で考慮されており、3 から 4, 0 0 0 時間程度と言われております。現在、使用している機械は導入後 1 0 年、稼働時間は 7, 0 0 0 時間を超えている状況でございます。

納入期限は今年度末とし、令和 7 年度からの稼働を目指す考えでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第38号 物品購入契約の締結について（残土処分場油圧ショベル）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第39号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第39号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用端末）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第39号 物品購入契約の締結についてでございます。小中学校校務用端末でございます。

校務を行うために必要な端末26台の更新でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、議案第39号 物品購入契約の締結について説明を申し上げます。

1、契約の目的は小中学校校務用端末の購入、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約金額は582万8,900円、4、契約の相手方は、京都府福知山市字天田391番地の乙、株式会社堀通信、代表取締役堀康人でございます。

提案理由は平成30年度に整備した小中学校の校務用端末が整備されてから5年を経過することによる老朽化、機能不足を解消するために端末の更新を行い、学校運営の安定化を図ることを目的として実施するものでございます。

別紙概要書をご覧ください。小中学校の全ての校務用端末48台のうち、26台を今年度に整備するものでございます。契約金額は582万8,900円で、パソコンの本体、附属機器、ソフトウェア、セットアップ費用を合計した金額となっております。台数26台の内訳は伊根小学校10台、本庄小学校6台、伊根中学校10台でございます。

以上、簡単ですが物品購入契約について（小中学校校務用端末）の説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようであります、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第39号 物品購入契約の締結について（小中学校校務用端末）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第40号

○議長（佐戸仁志君） 日程第20、議案第40号 物品購入契約の締結について（伊根中学校スクールバス）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第40号 物品購入契約の締結についてでございます。伊根中学校スクールバスでございます。

次年度からスクールバス通学対象地区の生徒数が増加する見込みのため、25人乗りマイクロバスを購入するものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 議題第40号 物品購入契約の締結について（伊根中学校スクールバス）の詳細説明を申し上げます。

1、契約の目的は伊根中学校スクールバス購入、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約金額は860万6,400円、4、契約の相手は京都府与謝郡与謝野町字上山田580番地の1、有限会社丸中モータース商会、代表取締役長島由昇でございます。

提案理由としまして、乗車対象となる生徒の増加が見込まれているため、現在ハイエース10人乗り2台のうち1台をマイクロバス25人乗りへ車両更新するものでございます。

別紙概要書をご覧ください。

車種は三菱マイクロバス・ローザ、ショートボディー、寒冷地仕様1台でございます。エンジンの排気量は2,998ℓ。使用燃料は軽油、車両サイズ全長6,245mm、全幅2,010mm、全高2,630mm、駆動方式は2駆でございます。車体色はホワイト、乗車定員は運転手を含む25人、納入期限は令和7年3月31日です。

なお、今回更新する平成25年度購入のハイエース10人乗りにつきましては、走行距離16万2,000km走行済みですが、次年度本庄小学校のスクールバスの車両として活用したいと考えております。

以上、簡単ですが物品購入契約について（伊根中学校スクールバス）の説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません、教えてください。運転手を含む25人で生徒数が増員見込みということですが、多くなって乗って何人ぐらい余裕があるんですか。

○教育次長（増井和彦君） 現在、令和6年度に10人乗りのハイエースに8人ずつ、今乗車しておりますが、令和7年度には10人乗りのほうに9人、それから25人乗りのマイクロバスについては12人の乗車予定でございます。ただ今後、1番多い令和9年度には現時点での見込みでは2台の車両に24人乗るということに、人数としては予定しております。2台合わせて24人ということです。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 物品購入契約の締結について（伊根中学校スクールバス）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、6月21日金曜日は、午前9時30分から開会し冒頭一般質問から行いますので、よろし

くお願いします。
お疲れさまでした。

散会 11時41分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員